

研修内容報告書

会派名	公明党
参加議員	長嶋陽子
日程	令和8年1月29日(木) 10:00~16:30 (オンラインにて)
研修テーマ	住民が求める議員・議会の役割と議員としての心構え 講師: 廣瀬和彦
研修詳細【1日目】	
研修項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 議員としての7つの心構えについて 2. 議員のあるべき姿について 3. 議員・議会としての役割を果たすための視点について 4. 住民から求められる議会について
説明内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 議員としての7つの心構えについて <ol style="list-style-type: none"> ① 住民全体の代表であることを忘れないこと ② 良識を持った住民の範たる言動をすること ③ 議員として発言・発言には責任を持つこと ④ 職員との適切な距離感を保つこと ⑤ 地方議会に与党・野党はないこと ⑥ 申し合わせ・先例を遵守すること ⑦ 議員間において自由闊達な討議を行うこと ⑧ 問題を見つけ課題を設定し解決策を提示すること 2. 議員のあるべき姿について <ol style="list-style-type: none"> ① 議事機関としての役割 ② 住民の代表機関としての役割 ③ 立法機関としての役割 ④ 監視機関としての役割 3. 議員・議会としての役割を果たすための視点について <p>(1)政策立案機関～議案の提出権・修正権・意見書等～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案提出権について 議会が議決権等の権限を行使するにあたっては、その前提として長又は議員による提案行為である議案の提案行為が必要である なお、議案とは、一般的に案を備え 議会の決議を要するものをいう ・議案に対する修正留意点について 予算に対する修正は、減額修正については義務費を除いて特に制約はないが、増額修正については当該予算の趣旨を損なうような修正は長の発案権の侵害となる ・意見書提出権について 意義→地方公共団体の議会がその本来の権限には属しない事項、すなわち当該団体固有の事務以外の事項についてその意思を表示するものをいう 意見書提出の範囲→当該普通地方公共団体の公益に関する事件 <p>(2)監視機関～質問・質疑・調査権限等～</p>

・質問・質疑の相違について

質問→当該団体の事務全般を対象とし、疑問点に自己の意見を述べることができ、原則定例会でのみ行うことが可能

・質疑→議題となった案件を対象とし、質問点だけしか述べることができなく、定例会・臨時会を問わず行うことが可能

・議会の調査権の種類について

事務検査権・監査請求権・100条調査権・所管事務調査権がある

・基本的人権との関係による限界について

憲法で保障されている個人の思想や信条、信仰に係る領域について100条調査を行うことは基本的人権の侵害に該当するため調査できない

政治責任の追及に係る事項の暴露のための調査を行うことはできない

(3)議事機関～自由討論・討論・表決等～

・自由討議について

意義→テーマや議案等について議員間で意見等を述べ、その意見等の中から異なる意見である論点を抽出し、当該論点について自治体全体の利益を踏まえて議員間で互譲できる部分については互譲し、合意形成の拡大を諮る手法の一つをいう

会議規則における規定→憲法93条2項に言う議事機関としての役割を果たし、意識決定を行うためには必須のもの

・議員間論議における処方箋について

論点・争点を明確にすること(あらかじめ議員間討議を行う前に各会派ごとで意見や考えをまとめて委員長に提出すること)単なる意見の表明だけの場としないこと

・表決の種類について

起立表決・簡易表決・記名投票表決・無記名投票表決

※地方自治法で棄権は規定されていないが、禁止もされていない

・不在議員の表決権に対する制約について

※会議規則68条→表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない

(4)住民代表機関～請願・陳情・意見交換会等～

・請願受理権について

請願とは国又は地方公共団体の機関に対し、その職務に関する事項について、希望することを述べること(憲法16条で保障)

・請願の受理・要件について

請願はその形式、手続きが整ってさえいれば、議長は必ずこれを受理する義務あり

・議員による請願について

議員が住民として自らが所属する議会に対し、自らが紹介議員として請願を提出することは可能→自己請願と呼ばれる

・形式の異なる同一内容の議案の取り扱いについて

案件の重要度高い順から・条例案→予算案→意見書案→決議案→請願→陳情

・議会報告会について

意義→議会における審議の経過と結果について住民に対し広報を行うとともに、住民からの様々な意見・要望等を議会として広聴するための1つの手法をいう

・役割→議会報告会等で得た意見等を議会における政策形式や監視権に活かす

	<p>4. 住民から求められる議会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の意向を踏まえ、住民に寄り添い、住民の代表としてその権限を行使することが求められている。 ・適切に政策立案機能、監視機能、議事機関としての機能、住民代表機関としての機能を用い、活動することが求められる。
<p>主な質疑応答</p>	<p>特になし</p>
<p>感想など</p>	<p>今回改めて、本質的なテーマを勉強させていただきました。</p> <p>住民から信頼される議員・議会であるためには、「役割」と「心構え」の両輪が欠かせません。</p> <p>議員・議会の役割とは、住民の皆様の声を真摯に受け止め、行政へつなぐとともに、適切にチェックし、より良い政策へと導くことでもあります。そのためにも、一議員として、常に住民目線を忘れず、公平・公正な立場で責任ある判断を積み重ねていくことが何より重要であると思います。</p> <p>常に初心に立ち返り、日々の研鑽を重ね、住民の皆様の声に真摯に向き合いながら、今後も活動に取り組んでまいります。</p>